◆受付件数と区分 (単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	8	13	3	1	1,505	6	1,536

- ※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。
- ◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例(令和4年7月分)
- ▶ (都民の声) 評価証明を代理人が申請する方法を教えてほしい。
 - (回答)納税義務者等の代理人が閲覧・証明の申請を行うときは、納税義務者等の代理人であることを証する書面、すなわち委任状又は同意書、代理人選任届による確認が必要です。また、納税義務者等と同居しているご家族の方からの申請の場合も、委任状等が必要となります。 詳しくは以下のURLをご覧ください。

評価証明

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/scene/index01.html#h3

- ▶ (都民の声) 都税事務所から「小規模非住宅用地減免」についての書類が送られてきたが、この通知は何か。
 - (回答))「小規模非住宅用地減免」は一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免する制度です(個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る)。 未申請で対象になると思われる方に、減免手続きのご案内を送付しています。

減免を受けるためには、各区ごとに所管の都税事務所へ申請することが必要です。 なお、昨年度に同一区内で減免を受けた方については、今年度新たに申請する必要はありません。 詳しくは以下のURLをご覧ください。

トップページ <税金の種類><固定資産税(土地・家屋)・都市計画税><小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免(23区内)について>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/hijyuu1.html

提言:施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見:施策や職員の行為についての激励·感謝、評論·感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や 批判を含むもの。

苦情:施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その 是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、 あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他:都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。